静岡県告示第95号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和５年２月24日から２週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和５年２月24日

静岡県知事　川　勝　平　太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員（m）	延長（m）
県道	清水富士宮線	富士宮市内房字尾崎3238番の４地先から富士宮市内房字尾崎3188番の５まで	前	20.0～24.7	10.0
			後	20.4～27.1	10.0